

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

発熱等の風邪症状がある場合

- ①風邪の症状や **37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合**
(咳止めや解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ②**強いだるさ** (倦怠感) や **息苦しさ** (呼吸困難) がある場合

自宅待機 (検温、朝・夕/各1回) など、健康観察等を行い、体調を整えることを心がけてください。

上記の症状のいずれかがあらわれた場合は、他の人との接触を避け、すみやかに最寄りの「病院」や「発熱相談センター」等に相談してください。また、教務課へ現状を報告してください。

「病院」・「発熱相談センター」等へ連絡

「病院」・「発熱相談センター」等の指定の医療機関で受診

「陽性」の場合 (感染あり)

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められ、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされます。**陽性「感染あり」と診断された場合は、医療機関の主治医の許可があるまで療養し、登校は控えてください。**主治医からの「許可」後は教務課へ連絡し。登校の可否等を相談してください。

自宅待機期間終了後、短大へ登校可

教務課へ報告後、「病院」「発熱相談センター」より、受診・検査不要と言われた場合も教務課へ報告してください。

「陰性」の場合 (感染なし)

最終的な登校の判断等は教務課へ相談してください。
TEL : 04-2925-1111

登校可

教務課へ報告後、授業を欠席した場合は、「配慮願ひ」の記入。